

# 滋賀銀行従業員組合・年金者部会・さざ波ネット

## 2015年組合旗開き

**年金者部会ニュース**

滋賀銀行  
従業員組合  
年金者部会  
TEL077-521-2775  
FAX077-525-5232

1月20日 大津市において滋賀銀行従業員組合、同年金者部会とさざ波ネットの2015年合同組合旗開きが行われました。



2015年組合旗開き参加者

組合旗開きは小原特別執行委員の司会で始まりました。中島委員長は挨拶で「一昨年6月に起こった差別闘争は、昨年9月銀行と従業員の団交による話し合いで1年3ヶ月で解決しました。金融労連では例がありません。争議に発展することがほとんどです。」



挨拶する中島委員長

滋賀銀行従業員組合はすごい組織やなあ。と改めて思いました。とくに、組合の歴史です。先輩の方々が今日まで築いてこられた対等に話し合い解決を目指すことを銀行に認めさせてきたことです。昨年は私たちを取り巻く環境にも大きな変化があります。一つは、年末の総選挙で自公は2/3の議席を獲得したが私達と協力協同の関係にある共産党が大きく議席を伸ばしたことです。もう一つは、日本の大企業は海外の工場を採算がとれなくなれば国内へ工場を回帰させていることです。私が従組に入らせていただいたのは31歳の時、今年51歳になり従組で20年になります。この間厚かましい態度で皆さんにはご迷惑をかけてきました。が皆さんに育てられ今日にいたりしました。今年、情勢と組合の歴史と先輩方のご支援に確信を持って一歩前に行

動すると澤井書記長にも年末メールを送りました。今日は組合の旗開き、元気の出る話を皆さんからいただいた。き楽しく歓談したいと思いましたが話されませんでした。年金者部会からは、和田部会長が挨拶にたち日頃地域で元気に活動されている様子を話されました。旗開きには、14名が参加、和やかに懇談し、皆さんの活動から元気をいただきました。

### 私の近況 ⑦

ひ孫、孫に囲まれて  
日根野 昭三

年齢88歳、結婚生活60年。今私が過ごしている日常が掲題の通りと言えましようか？  
若かりし頃を振り返ってみると考えも及ばなかった今の生活に不思議すら感じさせる現状ですが、とりもなおさず世間周りの方々のお陰と感謝の気持ちをお大切にしながらの毎日です。  
地域の区長や門徒総代・氏子総代・文化団体副会長等々を兼ねるままに色々勤めてきました。が、やっと最近から地域の菊花クラブ会長として菊づくりに専念できそうになってきました。大菊・懸崖菊・ダルマ菊・福助菊などと地域の愛好者と共に楽しんでいきます。因みに昨年は懸崖菊8鉢・大菊45鉢のほかダルマ菊・福助菊と栽培して地域の菊花展にも出展し入賞も果たしました。いまは一才一ヶ月・三才四ヶ月のひ孫のお守りを任せられ（子供夫婦、孫夫婦が近くで園芸店を経営の為）妻と大わらわの日々を過ごしていますが暖かくなれば又菊栽培にいそしむ毎日となりそうです。  
イスラム国に不当勾留逮捕された日本人二人が処刑のニュースを見てあまりの結末に唾然としながらもこれでいいのかと怒りに駆り立てられる気持ちで一杯です。と共にいま安倍政権が目指そうとする企みを明らかにし乍ら、その元となつている平和の象徴である憲法九条改正の動きに断固反対し、さらに九条を守り育てていくことの大切さをつくづく感じさせるこの頃です。



**2015年ちぎんしがの会行事**  
**とき 6月6日 (土)**  
**場所 永源寺温泉 八風の湯**

1月20日 年金者部会世話人会を開きました。議題は①ちぎんしがの会の行事について。②部会ニュースを会員参加がつくる機関誌に。③ちぎんしがの会の会報発行について。議論しました。

①ちぎんしがの会の行事内容について  
 昨年10月の部会総会の議論をうけて今年、施設の前が永源寺という『永

**年金者部会世話人会**

源寺温泉八風の湯」でグラウンドゴルフと新緑の永源寺散策をし、温泉で癒やしその後交流会』を6月6日(土)に行う。

②と③については、「私の近況」を会員リー方式に、ちぎんしがの会会報は、年2回発行で検討することで話し合いました。「私の近況」の執筆者リーは次号から実施します。

**全国年金者組合 年金裁判を提起**

全国年金者組合は、昨年、年金削減を不当とする不服審査請求を全組合員や賛同者を募り全国12万6千人以上で史上最高の不服審査請求を厚生省の審査委員会に提出しました。

これに対し、昨年6月に「却下」の判定が申請者にま

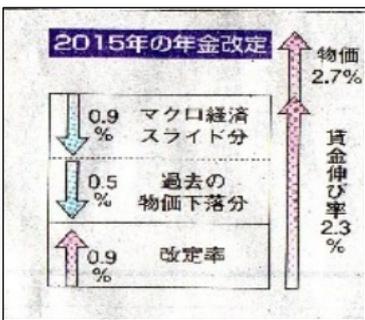
とめて届きました。判定理由は、2.5%引き下げは法律に基づくもので適法。「審査請求者は違法」とは言っていない。「ただ不満を述べているに過ぎない」という不当極まりないものでした。この不服審査請求で「違法性」を言えば、審査会は「法律違反は審査対象外」という癖に、違法性を言わぬなら「法に従え」というのは矛盾した判定です。

年金者組合は、昨年12月の第32回中央委員会で、年金削減の違法・違憲性を明らかにし、裁判に訴える方針を決めました。

裁判では、政府を法廷に立たせ、政府がすすめる公的年金制度の破壊や不当性を弁論を通して明らかにし、年金引き下げの不当性、最低保障年

**全労連 年金引き下げ反対の300万署名を提起**

全労連は社保協などとともに、国民を対象に「若い人も高齢者も安心できる年金制度を」を求めて、新年金署名を始めます。年金裁判とあわせて、今こそ年金は高齢者だけの問題ではなく、国民全体の問題であることを訴え、若い人、現役労働者を含む運動



厚生労働省は、1月30日、4月からの年金支給額について、物価や賃金の上昇よりも低く押さえる「マクロ経済スライド」をはじめ

て発動することによって、伸び率0.9%に抑制し、実質的に引き下げると発表しました。アベノミックスによって物価上昇を引き起こしなが

年金を削減するマクロ経済スライドを改定率0.9%引き上げ

年金は、夫婦2人の標準世帯で現在月額21万9066円から本来よりも約2600円程度少ない22万1507円になります。支給額の増額は1999年度以

来16年ぶりですが、物価上昇分には及ばないため実質削減となります。6月に支給される4、5月分から適用されます。

2014年度は、物価が2.7%、賃金上昇率が2.3%。これまでなら低いほうの賃金上昇率2.3%が本来の改定率でした。しかし、「マクロ経済スライド」を発動することで0.9%、過去の物価下落時に引き下げなかつた分を取り戻すとして0.5%をそれぞれ差し引いた結果、0.9%の引き上げにとどまりました。

年金制度の必要性を広く世論に訴えます。